# 特定健診等における過誤申立について

● 過誤調整

・ 保険者に対する請求確定額及び健診機関等に対する支払確定額を決定した後にこれらの決定額に異動が生じた場合、過誤としての請求の取下げを行ったうえで請求支払金額に関する調整処理が必要となります。

・ 国保連合会では保険者より申し出のあった過誤依頼の内容をもとに決定済の請求を取り消し、請求支払に関する金額の調整を行います。

・健診機関からの過誤申立ては医療費と異なり直接保険者への申立てとなりますので、ご注意ください。

・ 当月請求が無い場合及び当月確定金額が過誤調整依頼金額を下回る場合は相殺できません。当月請求で金額調整出来ない場合は、直接国保連合会への振込みにより金額の相殺をすることもあります。

過誤申立書の様式はこちらを下記をクリック

特定健診等過誤申立書（例）